

資料 1

福祉サービス第三者評価制度の概要について

島根県健康福祉部地域福祉課
福祉基盤・指導監査スタッフ

1. 仕組みと現状

(1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度より実施。

※ 社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけられている。

※ 地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護)については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけられており、それを受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる。

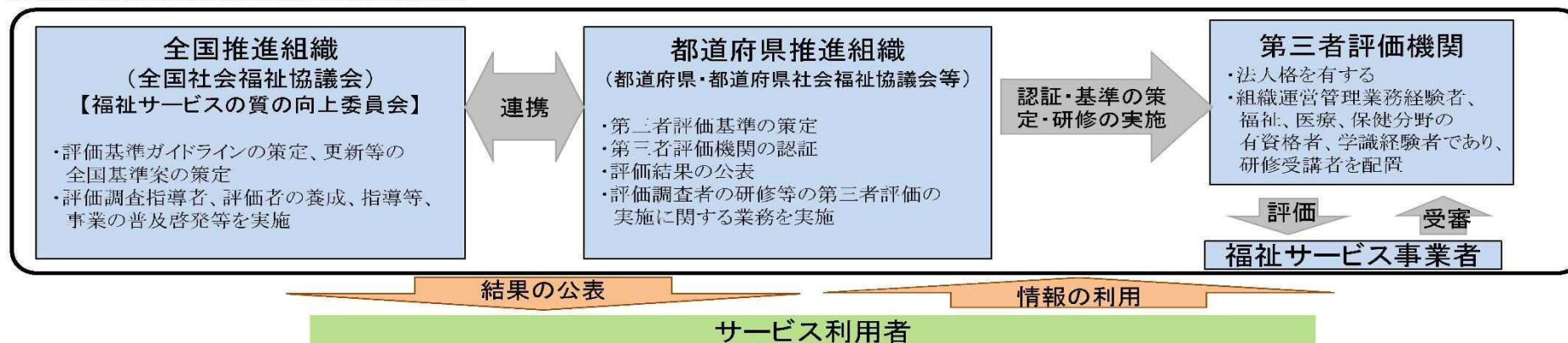
(2) 評価機関認証件数等(全国推進組織(全国社会福祉協議会)調べ、令和2年度末時点)

- 評価機関認証件数 404件
- 評価調査者養成数(研修終了者) 346名
- 評価調査者数(研修終了者) 15,097名

(3) 評価結果の活用状況

- 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている。
- 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告することとされている。報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている。
- 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、各都道府県によりその内容は異なっている。
- 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている。
- **第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる。**

第三者評価制度の仕組み



2. 経緯

年 月	取組内容
平成10年11月	社会・援護局長の私的懇談会「福祉サービスの質に関する検討会」を設置
平成13年 3月	同検討会が「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をまとめる
平成13年 5月	「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」通知発出
	・13. 7 平成13年度版障害者・児施設のサービス共通評価基準について（通知）
	・14. 4 児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知）
	・15. 5 児童福祉施設（児童自立支援施設・情緒障害時短期治療施設）における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知）
平成15年度	全社協に「第三者評価基準及び評価機関のあり方に関する研究会」を設置（推進体制やガイドライン等の研究を実施）
平成16年 5月	「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」（通知）
平成16年 8月	「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」（通知）
平成22年 3月	「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」の一部改正
平成24年 3月	「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」及び「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」通知発出
平成26年 4月	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（全部改正）通知発出
平成27年 2月	「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」通知発出
平成28年 2月	「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」通知発出
平成28年 3月	「保育所における第三者評価の実施について」通知発出
平成29年 3月	「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」通知発出
平成30年 3月	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（全部改正）の一部改正 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」通知発出
平成30年 9月	「救護施設における第三者評価の実施について」通知発出
令和元年11月	「民間あっせん機関の第三者評価基準について」通知発出
令和2年 3月	「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正
令和2年 4月	「保育所における第三者評価の実施について」通知発出
令和2年 9月	「児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について」通知発出
令和3年 3月	「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」通知発出
令和4年 3月	全社協が「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書」をとりまとめる
令和4年 3月	「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」通知発出

3. 意義・目的

1 第三者評価の意義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公平・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

2 第三者評価の目的

- 社会福祉法第78条第1項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするもの
 - 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること
-

【参照】社会福祉法

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

4. 必要性

● 第三者評価の必要性 ●

福祉サービスの専門性を
利用者自身が評価しにくい

利用者と事業者の
対等性が確保しづらい

福祉制度が理解しづらい
(情報の非対称性)

利用者の
権利擁護

5. 各分野における第三者評価制度の位置づけ

	高齢者・介護	障がい者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部 評価受審が義務化	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の 施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数 値目標に加えて、養護老人ホ ームや特養等のサービス区分 ごとの数値目標を設定する	障がい福祉サービス全体の数 値目標に加えて、サービス区 分ごとの数値目標を設定する	令和2年度からの5年間ですべ ての事業者で受審・公表を行う ことを目標とする	全施設 (児童養護施設、乳児院、母 子生活支援施設、児童自立支 援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよ う受審料の半額程度を公定価格の 加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万4千円 を上限に措置費の第三者評価受審 費加算を算定できる。
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年 6月9日閣議決定)」で、介護分 野における利用者の選択に資する 情報の提供という観点から改善す べき事項が指摘されたことを受け 通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即 して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、 就労継続支援A型の基本報酬に スコア方式が導入。スコア評価 の1つとして「前年度末日から 過去3年以内の第三者評価の受 審状況」が盛り込まれる	保育所における自己評価ガイドラ イン改訂(令和2年3月)	第3期受審期の1年延長 (新型コロナウイルスへの対応) 第4期(令和4年度～)にあたり 評価基準が改定
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目 についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成 30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支 援法に基づき、特定教育・保育施設等 の提供する教育・保育の内容、当該施 設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結 果を公表しなければならない

6. 各分野の評価基準ガイドライン策定状況

○各福祉施設・事業所（社会福祉事業）の種別等の特性や専門性を踏まえた福祉サービス・支援内容に関する付加する評価項目

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム 通所介護 訪問介護	平成 25 年 3 月通知 →平成 29 年 3 月通知（改定） →令和 2 年 3 月 31 日通知（改定）
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	平成 29 年 3 月通知 →令和 2 年 3 月 31 日通知（改定）
障がい児・者	障がい者・児施設	平成 17 年 3 月通知 →平成 29 年 2 月通知（改定） →令和 2 年 3 月 31 日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成 17 年 5 月通知 →平成 23 年 3 月通知（改定）、平成 28 年 3 月通知（改定） →令和 2 年 4 月 1 日通知（改定）
	児童館	平成 18 年 8 月通知 →令和 2 年 9 月 3 日通知（改定）
	放課後児童クラブ	令和 3 年 3 月 29 日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設	平成 17 年 3 月通知 →平成 24 年 3 月通知 →平成 27 年 2 月通知（改定）、平成 30 年 3 月通知（改定） ⇒令和 4 年 3 月 23 日通知（改定）
	児童心理治療施設 児童自立支援施設	平成 19 年 6 月通知 →平成 24 年 3 月通知 →平成 27 年 2 月通知（改定）、平成 30 年 3 月通知（改定） ⇒令和 4 年 3 月 23 日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成 22 年 3 月通知
	児童自立生活援助事業	平成 22 年 3 月通知 ⇒令和 4 年 3 月 23 日通知（改定）
更正事業	婦人保護施設	平成 18 年 6 月通知
	救護施設	平成 30 年 9 月 20 日通知

社会的養護関係施設における最近の動向

○ 第3期受審期（2018～2021年度）

新型コロナウイルスの状況により、事業所の訪問ができないこと等を受け、第3期に限り受審期間を1年延長

そのほか、以下についても3年→4年に年延長

- ・ 更新要件（3年ごとに10か所以上）
- ・ 評価基準のおおむね3年ごとの定期的な見直し
- ・ 評価調査者の有効期限

○ 第4期の事業年度は令和4（2022）年度から令和6（2024）年度

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム版の評価基準が改定（令和4年3月23日付）

【共通評価基準】

- ・ 都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等が行われた
- ・ 自立援助ホームは平成22年度に評価基準策定度、初めての改定。評価項目の組み替え等の見直しのほか、第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えたものも入居していること等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理が行われた

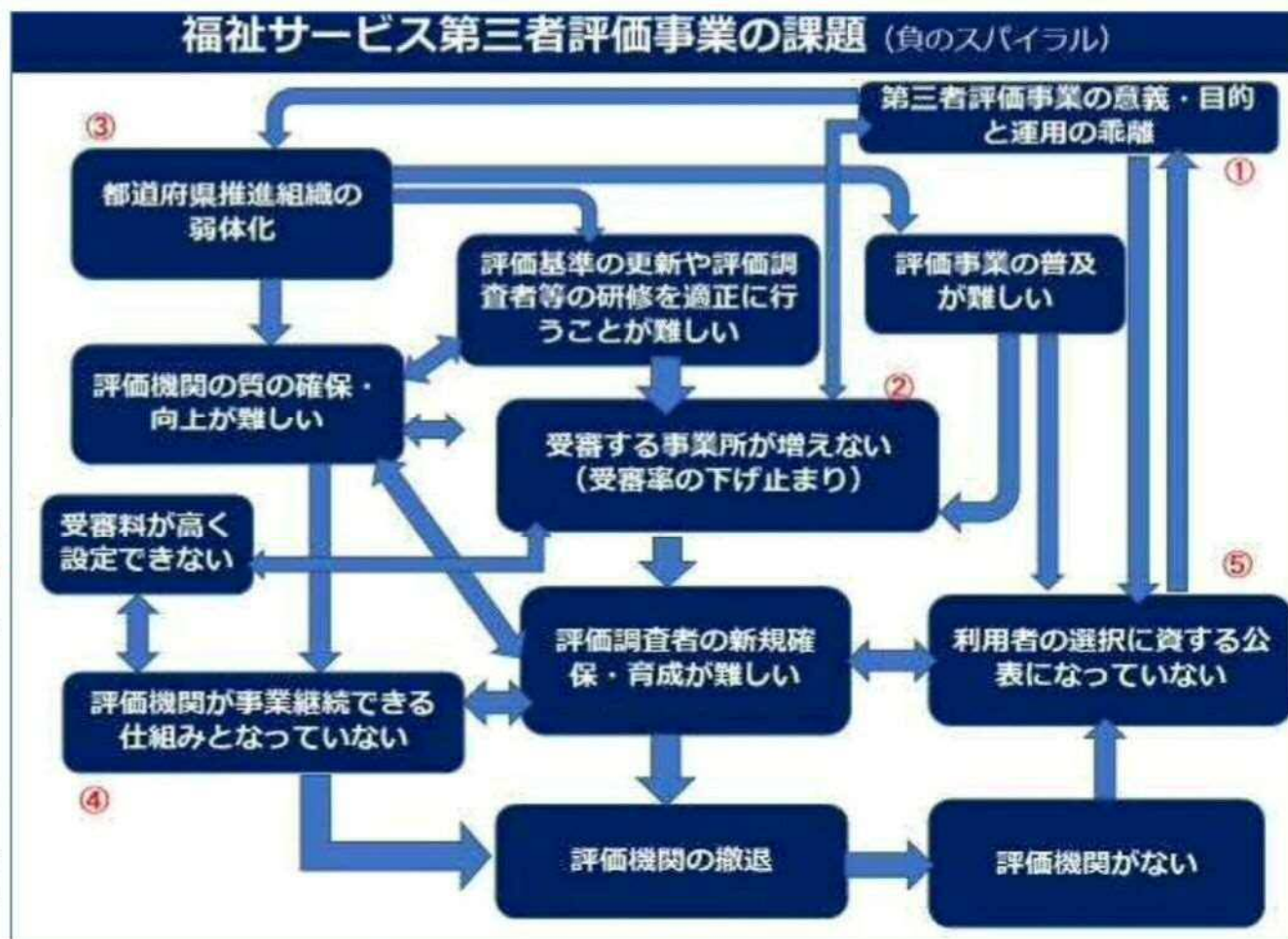
【内容評価基準】

- ・ 子どもの権利擁護に関連する項目の加筆、評価基準の一部に2段階評価が用いられていたものを3段階評価に修正等。自立援助ホームは、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正が行われた
- ・ 認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行っていること等が要件（第3期受審期までは10か所以上であった要件から変更）
- ・ 今年度、全国社会福祉協議会が社会的養護関係施設第三者評価機関の認証（全国で有効）を更新（有効期間：令和6年度末）、102機関を認証（R4.12/13現在）

8. 福祉サービス第三者評価事業の課題

制度創設から20年が経過するなかで、福祉サービス第三者評価事業はさまざまな課題が顕在化している。大きく整理をすると、以下5つに整理することができるが、それぞれが関係し、負のスパイラルに落ちいつている。

- ① 事業創設当初の福祉サービス第三者評価事業の意義・目的と現行の運用が乖離している。
- ② 社会福祉施設・事業所数は増えているが、受審率は伸びていない。受審する施設・事業所が固定化している。
- ③ 都道府県推進組織のなかに脆弱なところが多くあり、評価機関の質の標準化や制度変更等の対応が難しいところがある。
- ④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない。
(新たな評価調査者の確保や評価調査者を研修等に出席させることが難しい評価機関も少なくない)
- ⑤ 評価結果の公表が利用者の選択に資するものになっていない。
社会的養護関係施設以外は公表が義務づけられていないため、受審結果を公表しない社会福祉施設・事業所もある。



9 今後の福祉サービス第三者評価事業の方向性

それぞれの課題について、検討会では今後の方向性に向けて、整理を行った。

検討会の整理をふまえ、国として、福祉サービス第三者評価事業をどう再生させるのか、早急に検討する必要がある。今が、そのための**ラストチャンス**である。

①福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理

- ①利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること、②福祉サービスの質の向上に結び付けることを目的とすることに加え、③利用者の「権利実現」を図るものであるという3つの目的・意義への再整理
- 措置施設とそれ以外の社会福祉施設・事業所の福祉サービス第三者評価の意義・目的の位置づけの整理
- 類似事業の民間あっせん機関や児童相談所、一時保護所等の「第三者評価」と福祉サービス第三者評価事業の関係性の整理

②受審に向けたインセンティブに向けた検討

- 社会福祉施設・事業者のニーズに応えるために、共通評価基準の「Ⅲ」と内容評価基準等の内容評価に関する項目だけの受審など、メニューを選択できる仕組みに対する検討
- bを標準とする評価のあり方に対する検討
- 評価機関が受審事業所に助言・情報提供を行うあり方についての検討

③都道府県推進組織のあり方の検討～「ナショナルセンター（仮称）」の設置に向けた検討

- 都道府県推進組織のあり方に関する見直し
- 「ナショナルセンター（仮称）」を設置に向けた検討
県で担うことが難しくなっていると考えているところは全国に機能を移管して事業展開できるような仕組みの導入に向けた検討（「ナショナルセンター（仮称）」の担う役割・機能と都道府県推進組織の担う役割・機能の整理）

④評価機関・評価調査者の質の確保に向けた検討

- 評価機関が存続できるビジネスモデルの検討
- 評価機関・評価調査者の質の確保・向上に向けた検討

⑤利用者の選択に資するための公表のあり方に関する検討

- 利用者が理解しやすいような公表情報の整理、公表のあり方に関する検討

子 発 0323 第 3 号
社 援 発 0323 第 30 号
令 和 4 年 3 月 23 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(以下「第三者評価指針」という。)を踏まえながら社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)における第三者評価については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発第0330第8号、社援発第0330第42号(以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。))により実施されているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前回の見直しから4年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により令和4年4月1日から適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項により、「社会福祉事業

の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和4年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

3. 第三者評価の推進組織

① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

② 都道府県推進組織

第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

4. 第三者評価基準

(1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1－1

から別添6-4までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等を行い、改定した。自立援助ホームについては、平成22年に評価基準を策定後、初めての改定となるため、平成30年に改正された全施設種別の共通の第三者評価指針の別添3の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び同通知の別添4の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける評価項目の判断基準に関するガイドライン」に合わせて評価項目の組み替え等の見直しを行ったほか、自立援助ホームは第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えた者も入居している等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理を行った。

また、内容評価基準については、子どもの権利擁護に関する項目の加筆や、評価基準の一部に2段階評価が用いられたものを3段階評価に修正する等の見直しを行った。自立援助ホームについては、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正を行った。

(2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

(3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況を見ながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

5. 第三者評価機関

(1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあつては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の評価機関にあつては、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三

者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、令和4年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、

③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。演習科目においては、社会的養護関係施設の第三者評価の実施に係る訪問調査や利用者調査等の実践事例等を組み入れるよう工夫を講ずること。

継続研修は、4.(3)による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針の別添6の「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添7-1から別添7-9までのとおりである。

8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果(すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント)を記述して公表し、その様式は別添8-1から別添8-6までのとおりである。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針の別添5の「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

10. 自己評価の実施

(1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、

自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。

(2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準に基づき行う。

1 1. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

1 2. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

福祉サービス第三者評価対象サービス

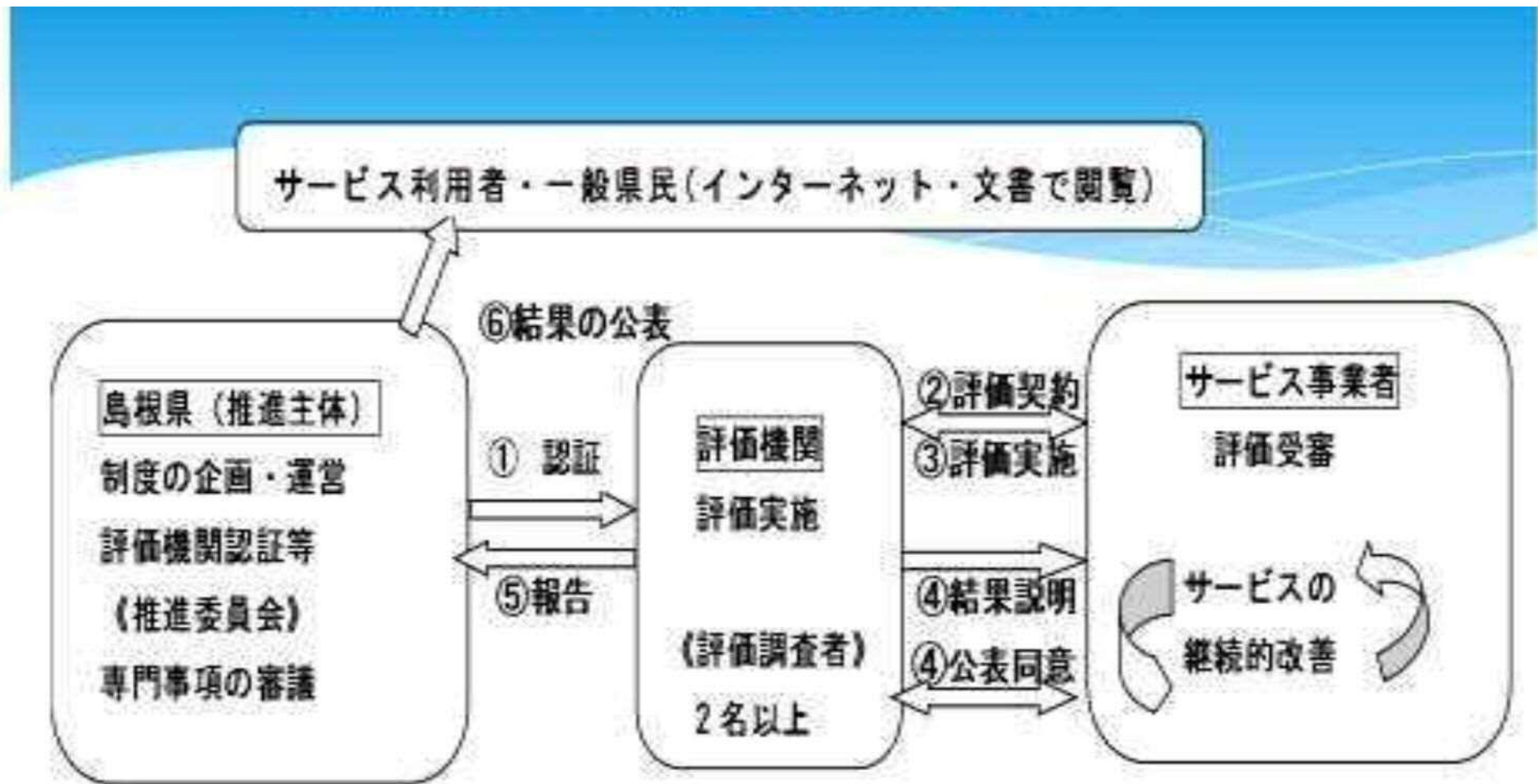
高 齢 者	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」 「居宅サービス」 「介護予防サービス」 「地域密着型サービス」 「居宅介護支援」
児 童	児童養護施設 母子生活支援施設 保育所 認定こども園（幼稚園型を除く） 児童地域型保育事業所 乳児院 <u>ファミリーホーム</u> 自立援助ホーム 児童心理治療施設 児童自立支援施設 放課後児童クラブ
障 が い	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所
保 護	救護施設

資料 2

本県の取組状況について

島根県健康福祉部地域福祉課
福祉基盤・指導監査スタッフ

1. 島根県福祉サービス第三者評価制度の仕組み



2. 島根県（推進組織）の役割

《島根県》

- ①第三者評価事業の企画立案
- ②評価機関の育成及び認証
- ③評価基準の作成及び評価手法の開発
- ④評価結果の公表等
- ⑤評価調査者の養成
- ⑥第三者評価事業に関する情報公開
- ⑦第三者評価事業の苦情解決
- ⑧福祉サービス第三者評価事業の普及啓発等

《福祉サービス第三者評価推進委員会》

学識経験者、福祉サービス利用者を代表する者及び事業者を代表する者により構成し、第三者評価事業推進のための審議（評価機関の認証、評価基準の作成、第三者評価事業の普及啓発等）を行う。

3. 評価の対象とする福祉サービス

区分	サービス種別
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス） ・ 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」、「居宅サービス」、「介護予防サービス」、「地域密着型サービス」、「居宅介護支援」
児 童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設★ ・ 母子生活支援施設★ ・ 保育所 ・ 認定こども園（幼稚園型を除く） ・ 児童地域型保育事業所 ・ 乳児院★ ・ ファミリーホーム ・ 自立援助ホーム ・ 児童心理治療施設★ ・ 児童自立支援施設★ ・ 放課後児童クラブ <p>〈注〉★：3カ年度に1回以上の受審が義務化されている社会的養護関係施設 （社会的養護関係施設は、全国推進組織が認証した評価機関が、全国共通の基準により評価）</p>
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 ・ 障害児通所支援事業所 ・ 障害者支援施設 ・ 障害福祉サービス事業所
保 護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設

4. 認証評価機関（令和5年1月31日現在）

名称	所在地	認証番号	認証有効期間
(有)保健情報サービス	鳥取県米子市	島根17-01	R2. 9. 1 ~ R5. 8. 31
(有)ケアオフィス	浜田市	島根17-02	R2. 9. 1 ~ R5. 8. 31
NPO法人 マイアイヘルプユウ	東京都品川区	島根28-05	R5. 1. 25 ~ R8. 1. 24
(株)評価基準研究所	東京都千代田区	島根R2-07	R2. 4. 13 ~ R5. 4. 12

5. 近年の受審状況

年度	施設名	所在地
H25	児童心理療育センターみらい 聖鳴寮	出雲市 浜田市
	仁摩保育所	大田市
H26	わかたけ学園 東光学園	松江市
	安来学園	安来市
	双樹学院	松江市
	清風園	大田市
H27	ふたば保育所 松江赤十字乳児院	安来市 松江市
	出雲聖母マリア園 安来市立赤江保育所	出雲市 安来市
H28	東保育所 いわみ西保育所	邑南町 邑南町
	聖鳴寮	浜田市
	児童心理療育センターみらい	出雲市
	わかたけ学園	松江市
H29	しらすぎ苑 ひまわり園本館[従来型]	安来市 出雲市
	ひまわり園新館[ユニット型]	出雲市
	ひまわり園短期入所生活介護	出雲市
	ひまわり園ホームヘルプステーション	出雲市
	ひまわり園デイサービスセンター みのるデイサービスセンター	出雲市
	ひまわり園介護支援センター	出雲市
	ナーシングセンターひまわり[通所型]	出雲市
	ナーシングセンターひまわり居宅介護支援事業所	出雲市
	ひまわり第1保育園	出雲市
	ひまわり第2保育園	出雲市
	古志ひまわり保育園	出雲市
H30	安来学園 鳥根東光学園	安来市 松江市
	双樹学院	松江市
	松江保育所	松江市
	隠岐共生学園第二保育所 隠岐共生学園第二夜間保育所	福島の島町 福島の島町
H30	さくらこども園 あさりこども園	江津市 江津市
	安来市養護老人ホーム鶴来荘 老人デイサービスセンター希望の郷	安来市 邑南町
	特別養護老人ホームしおさい 短期入所生活介護事業所しおさい	大田市
	特別養護老人ホームしおさい新館 短期入所生活介護事業所しおさい新館	大田市
	短期入所生活介護事業所しおさい新館	大田市
	松江赤十字乳児院	松江市

年度	施設名	所在地
R1	仁摩保育園	大田市
	しらすぎ苑ホームケア-2F-3F	安来市
	しらすぎ苑第2F-4F-5F-6F	安来市
	せせらぎの里7F-8F-9F-10F	安来市
	しらすぎ苑デイサービスセンター	安来市
	小規模多機能型居宅介護事業所ほほえみ けいしゅう保育園	大田市 海士町
	養護老人ホーム香梅苑	邑南町
	グループホームまがたま	松江市
	サポーターセンターまがたま	松江市
	施設入所支援 障がい者支援施設まがたま	松江市
	生活介護 障がい者支援施設まがたま	松江市
	行動支援 障がい者支援施設まがたま	松江市
	短期入所事業所まがたま	松江市
	放課後等デイサービスまがたま たいしや保育園	松江市 出雲市
デイサービスセンターことひめ デイサービスセンターむつみ	大田市 大田市	
R2	柵栗保育園 聖鳴寮	浜田市 浜田市
	平田西保育園	出雲市
	児童心理療育センターみらい	出雲市
	特別養護老人ホーム伯耆の郷従来型 特別養護老人ホーム伯耆の郷ユニット型	安来市 安来市
	特別養護老人ホーム白寿の郷短期入所	安来市
	鳥根泉わかたけ学園	松江市
	ソレイユデイサービスセンターあらしま	安来市
	幼保連携型認定こども園ふたばこども園	安来市
	しらすぎ苑在宅介護支援センター	安来市
	特別養護老人ホーム杉原の家 特別養護老人ホーム杉原の家短期入所	邑南町 邑南町
R3	居宅介護支援事業所しおさい	大田市
	介護支援事業所しおさい同行看護 介護支援事業所しおさい居宅介護	大田市 大田市
	介護支援事業所しおさい訪問介護	大田市
	鳥根東光学園	松江市
	双樹学院	松江市
	安来学園	安来市
R3	日賀保育所 いわみ西保育所	邑南町 邑南町
	東保育所	邑南町
	出雲聖母マリア園 あかえこども園	出雲市 安来市
	通所介護事業所しおさい	大田市
	小規模多機能型居宅介護事業所えがお 障害者支援施設清風園	大田市 大田市

6. 利用者への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するための有効な情報を提供する

WAM ネットで結果のすべてを公表

県のホームページにも基本情報(※)を掲載し、WAMネットにリンク、誰でも『評価結果』を閲覧可能に。

- ※基本情報 : 評価年度（「評価結果確定日」の属する年度）
種別
施設・事業所名
所在地（市町村名）
確定日（「評価結果確定日」）
評価機関
（過去5年間に受審した基本情報も一覧で掲示）

7. 受審数値目標

(1) 数値目標設定の経緯

平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、
介護分野における第三者評価について改善すべき事項の指摘



全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推
進委員会」で検討



その結果を踏まえ、厚生労働省が、高齢者福祉サービス事業所
及び障害福祉サービス事業所における第三者評価の実施に係る留
意事項の通知を発出

(2) H30年度に設定した数値目標

区分	R1	R2	R3
高齢者	3	4	5
障がい	1	2	3

(3) R1～R3年度の実績

区分	R1	R2	R3
高齢者	11	6	2
障がい	7	2	1

(4) R3年度に設定した数値目標

令和3年度福祉サービス第三者評価推進委員会
(令和4年3月23日)で審議、決定

区分	R4	R5	R6
高齢者	3	4	5
障がい	2	3	4

- 高齢者分野におけるR4年度の目標値は、新型コロナの影響を踏まえR3年度を上回る3件とし、その後は前年度を上回る件数とする。
- 障がい分野におけるR4年度の目標値は、新型コロナの影響を踏まえR3年度を上回る2件とし、その後は前年度を上回る件数とする。

8. 区分(サービス種別)ごとの受審の進捗状況

■目標設定対象サービス

区分	サービス種別	R元	R2	R3	計	目標	目標達成率	R4 (見込み)	R5	R6	計	目標	目標達成率	
高齢者	養護老人ホーム	1			1	19	100%					12	17%	
	特別養護老人ホーム	2	1		3									
	軽費老人ホーム													
	訪問サービス(※1)	1	1		2									
	通所サービス(※2)	5	1	1	7			2		2				
	短期入所生活介護	1	1		2									
	小規模多機能型居宅介護			1	1									
	通所リハビリテーション													
	居宅介護支援		2		2									
	複合型サービス	1			1									
小計(ア)		11	6	2	19			2			2			
障がい者	居宅介護	1	1		2	10	100%					9	44%	
	重度訪問介護													
	同行援護		1		1									
	行動援護													
	療養介護													
	生活介護	1			1			1		1				
	短期入所	1			1									
	自立訓練													
	就労移行支援													
	就労継続支援									2				2
	就労定着支援													
	自立生活援助													
	共同生活援助	1			1			1		1				1
	障害者支援施設	1		1	2									
	児童発達支援													
	放課後等デイサービス	1			1									
保育所等訪問支援														
相談支援	1			1										
障害児入所施設														
小計(イ)		7	2	1	10			4			4			

※R4は予定件数含む。

※1 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

※2 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

(参考)目標設定対象外サービス

区分	サービス種別	R元	R2	R3	計	R4 (見込み)	R5	R6	計
児童	児童養護施設	1	2		3	1			
	母子生活支援施設		1		1				
	乳児院					1			
	児童心理治療施設	1			1	1			
	児童自立支援施設		1		1				
	保育所、認定こども園	5	1	5	11	6			
	小計(ウ)	7	5	5	17	9			9

合計(ア+イ+ウ)		25	13	8	46	15			15
-----------	--	----	----	---	----	----	--	--	----

資料 3

令和5年度の事業推進について

島根県健康福祉部地域福祉課
福祉基盤・指導監査スタッフ

1 . 事業周知及び受審促進について

令和4年度の取組み（下記）を引続き推進

(1) 会議等での説明・周知

県内すべての社会福祉法人を対象とした指導監査説明会・研修会及び介護保険事業者や障がい福祉関係事業者等への集団指導の際に、第三者評価の受審を呼び掛けた。

(2) 指導・監査での説明・周知

地域福祉課及び各事業課が実施する社会福祉法人及び社会福祉施設・事業所の指導・監査の際に受審勧奨を行った。

高齢者（一部のサービスを除く）分野及び障がい分野については、平成30

年度から施設等利用者への重要事項の説明項目に「第三者評価の実施状況」が追加されたことに伴い、重要事項説明書に記載がない場合には記載するよう文書により指導することとした。

(3) 補助事業により整備する施設の選定の際に勘案

『社会福祉施設等整備費補助金（障がい児者施設）に係る施設整備方針』に基づく施設整備の決定に当たり、整備の優先順位付けに第三者評価の受審を勘案（基準点の加算）事項とした。

(4) 受審ステッカーの配布

受審済みの施設・事業所に「しまねっこ」受審ステッカーを配布し、PRを促した。（事業所内・福祉車両貼付用、表示可能期間：3年又は5年）

2. 各種研修について

※ 括弧内は令和5年度の予定

①養成研修 (前期：9月、後期：10月)

評価機関における調査者としての資格を付与するために実施。
評価の実施に必要な知識や手法等を習得。資格の有効期間は
2年間

②継続研修 (11月)

養成研修修了者のうち、評価機関に携わる者に対して実施。
資格の有効期間は3年間

③更新時研修 (6月)

第三者評価機関の認証(有効期間は3年間)更新時に所属する
評価調査者に対して実施

④指導者研修 (R4 : 7～8月 (WEB開催))

養成・継続研修の講師就任予定者に対して、指導に必要な知識及び技術を習得するために全国社会福祉協議会が実施。県は、隔年で受講者の受講料及び旅費を負担。

島根県福祉サービス第三者評価推進委員会設置運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4に規定する「島根県福祉サービス第三者評価推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の設置及び運営に当たって必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、県が推進する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）を円滑かつ適切に実施するために、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第三者評価事業の企画立案
- (2) 評価機関の育成及び認証
- (3) 評価基準の作成及び評価手法の開発
- (4) 評価結果の公表等
- (5) 評価調査者の養成
- (6) 第三者評価事業に関する情報公開
- (7) 第三者評価事業に関する苦情解決
- (8) 第三者評価事業の普及啓発等

(組 織)

第3条 推進委員会は、次の各号に定める区分ごとに選任する委員9人で構成し、健康福祉部長が委嘱する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 福祉、保健医療及び法律に関し学識を有する者 | 3人 |
| (2) 福祉サービス利用者を代表する者 | 3人 |
| (3) 福祉サービス提供事業者を代表する者 | 3人 |

2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、前項第1号の区分に該当する委員の中から委員の互選により選出する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたことにより補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第5条 推進委員会は、健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 推進委員会は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日までとする。